

# 漁 港 施 設 農地・農業用施設 山 林 施 設 海 岸 施 設 の復旧を支援します



## ■漁港・海岸施設の復旧を支援します

3

### ＜特例措置＞

- ① 漁港、海岸等の復旧を国又は県が被災  
地方公共団体に代わって実施する代行制  
度を創設しました。

6

※ 地すべり防止施設、治山施設も同様に適用されます。

- ② 漁業集落排水施設の復旧を高い補助率  
で実施できる制度を創設しました。

8

※ 農業・林業集落排水施設にも同様に適用されます。

## ■農地・農業用施設の復旧を支援します

10

### ＜特例措置＞

- ③ 排水機場が復旧するまでの間、農地を  
含む地域の排水を緊急的に行います。

11

- ④ 除塩事業を創設しました。

12

- ⑤ 災害復旧と併せて行う区画整理等に  
激甚法と同等の嵩上げが適用されるこ  
ととなりました。

14

- ⑥ 土地改良事業の開始手続きを簡素化  
しました。

15

## ■山林施設の復旧を支援します

22

# 漁港施設、農地・農業用施設、 山林施設、海岸施設 の復旧を支援します

## ＜事業内容＞

### ○ 災害復旧事業

地震、津波により被災した農林水産関係土木施設の災害復旧を実施します。

「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(負担法)」  
に基づく事業

漁港、海岸、  
地すべり防止施設、  
林地荒廃防止施設

「農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(暫定法)」に基づく事業

農地、農業用施設、林道等

### ○ 災害関連事業

災害復旧事業を実施するのみでは、再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められる場合に、これと併せて構造物の強化等を実施します。



# 漁港・海岸施設の復旧 を支援します

## ＜対象施設＞

漁港施設  
【負担法】

基本施設

- 外郭施設（防波堤、防砂堤、護岸等）
- 係留施設（岸壁、物揚場、船揚場等）
- 水域施設（航路、泊地）

機能施設

輸送施設（鉄道、道路、駐車場、橋等）

漁業用施設  
【暫定法】

沿岸漁場整備開発施設（消波堤、離岸堤等）

漁港施設（漁業の根拠地となる水域及び陸域内で  
かつ、水産業共同組合の維持管理に属  
するもの）

海岸施設（堤防、護岸、突堤等）  
【負担法】

## 水産関係土木施設等災害復旧事業の概念図

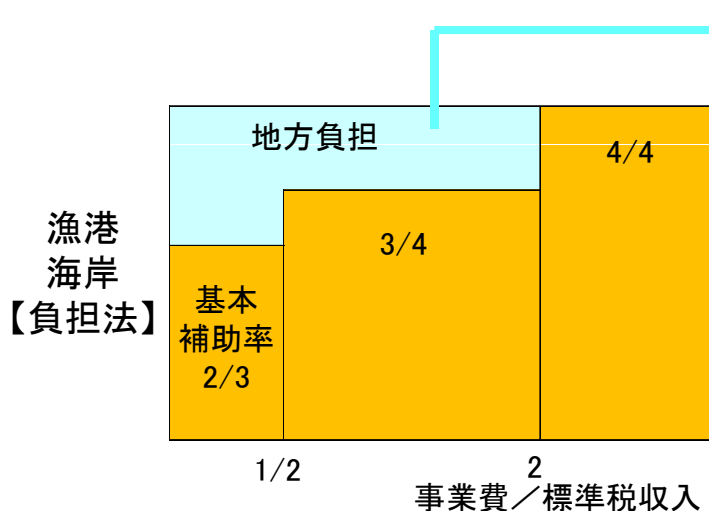


# <主な事業>

| 区分   | 事業名                  | 事業内容                                 | 事業主体                           | 主な採択要件                                   |
|------|----------------------|--------------------------------------|--------------------------------|------------------------------------------|
| 復旧事業 | 漁港施設災害復旧事業           | 被災した漁港や海岸等の復旧                        | 都道府県<br>市町村<br>国(代行)<br>P. 6参照 | 都道府県の場合は工事費が120万円以上、市町村の場合は60万円以上        |
|      | 漁業用施設災害復旧事業          | 被災した消波施設、水路、着定基質等の漁業用施設の復旧           | 都道府県<br>市町村                    | 工事費が40万円以上                               |
|      | 直轄漁港災害復旧事業           | 国が整備した漁港施設が被災した場合の復旧                 | 国                              |                                          |
| 関連事業 | 漁港施設災害関連事業           | 被災した漁港施設の災害復旧事業と一体的に実施し、再度災害の防止を図る事業 | 都道府県<br>市町村<br>国(代行)<br>P. 6参照 | 都道府県の場合は工事費が800万円以上、市町村の場合は600万円以上       |
|      | 災害関連漁業集落環境整備事業       | 被災した漁業集落環境施設の復旧                      | 都道府県<br>市町村                    | 受益戸数2戸以上、工事費が200万円以上                     |
|      | 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業 | 海岸保全施設に漂着したゴミや流木等の除去                 | 都道府県<br>市町村                    | 漂着量が1000m <sup>3</sup> 以上<br>工事費が200万円以上 |

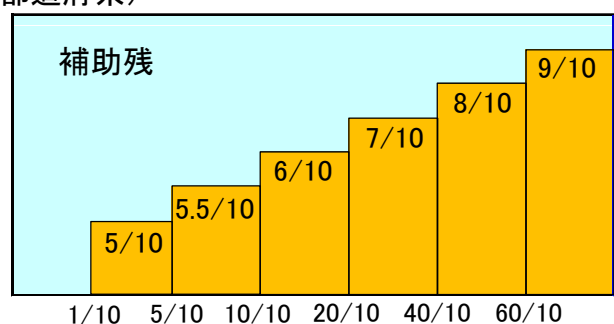
# <補助率>

## 一般災害における国庫補助

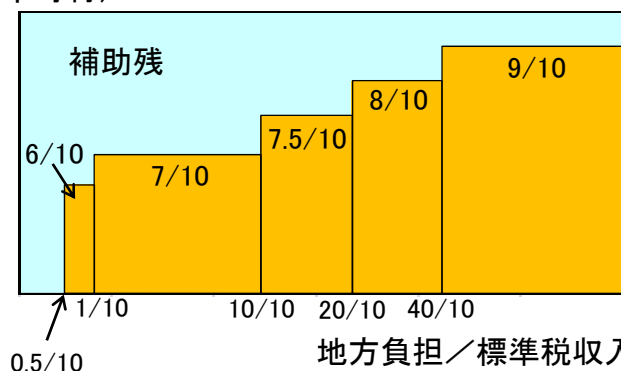


## 激甚災害における国庫補助

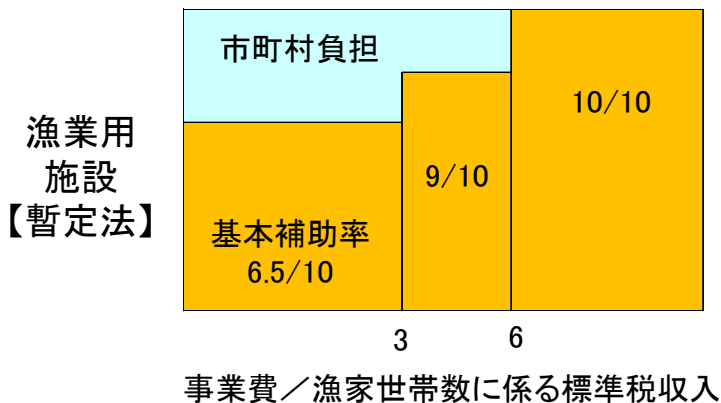
について、その年の激甚災害の復旧事業等に係る負担額を基に補助率を嵩上げ(都道府県)



(市町村)



一般災害における国庫補助



## ＜地財措置＞

漁港・海岸施設は補助残の100%、漁業用施設は補助残の80%について、

**災害復旧事業債（交付税算入率95%）**

の充当が認められています。

事業実施箇所（イメージ）



## ＜お問い合わせ窓口＞

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 03-3502-5638(直通)

## 特例措置①

# 漁港、海岸等の復旧を国又は県が被災地方公共団体に代わって実施する代行制度等を創設しました

## ＜対象施設＞

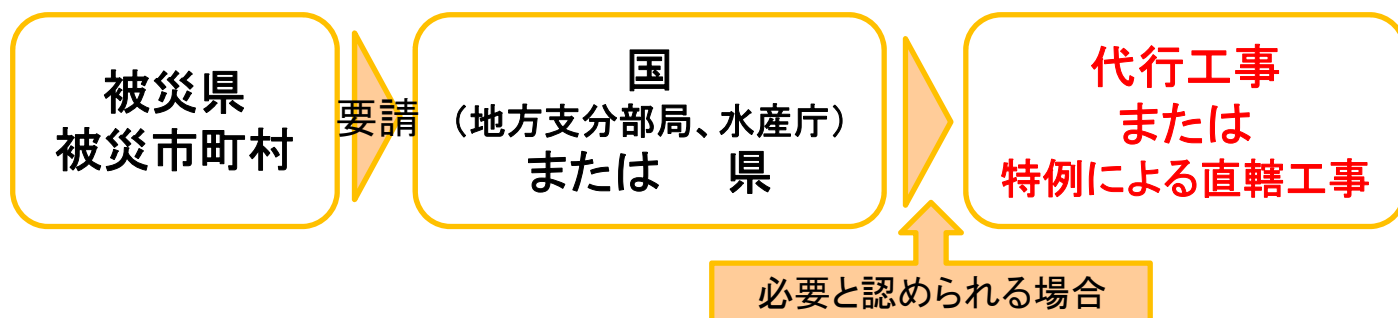
漁港、海岸、地すべり防止施設、治山施設

## ＜制度概要＞

- 次の場合に、国又は県が被災地方公共団体に代わって、もしくは国が直轄事業の特例により、公共土木施設の災害復旧事業及び災害関連事業を実施します。

- ・ 被災地方公共団体からの要請があること
- ・ 実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認められること

※ 詳細はお問い合わせ窓口までご連絡下さい。



## ＜お問い合わせ窓口＞

|           |                 |              |
|-----------|-----------------|--------------|
| ○漁港       | 水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 | 03-3502-5638 |
| ○海岸       | 農村振興局整備部防災課     | 03-6744-2199 |
|           | 水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 | 03-3502-5638 |
| ○地すべり防止施設 | 農村振興局整備部防災課     | 03-3502-6430 |
|           | 林野庁森林整備部治山課     | 03-3502-8208 |
| ○治山施設     | 林野庁森林整備部治山課     | 03-6744-2308 |



## <対象工事>

### 漁 港

#### ① 対象工事

第3種漁港における漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）  
第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な  
輸送施設の災害復旧等に関する工事

#### ② 実施主体

市町村→県（代行）、県→国（代行）

※ 補助率等はP.4をご覧ください。



### 海 岸

#### ① 対象工事

海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する  
海岸保全施設の災害復旧等に関する工事

#### ② 実施主体

市町村→県（代行）、市町村・県→国（代行）

※ 補助率等はP.4（又はP.20）をご覧ください。



### 地すべり防止施設

#### ① 対象工事

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項  
に規定する地すべり防止施設の災害復旧等に関する工事

#### ② 実施主体

県→国（代行）

※ 補助率等はP.20（又はP.23）をご覧ください。



### 治山施設

#### ① 対象工事

森林法（昭和26年法律第249号）第41条第3項に規定する  
保安施設事業に係る災害復旧等

#### ② 実施主体

国（直轄事業の特例により施行）

※ 補助率等はP.23をご覧ください。





# 集落排水施設の復旧を高い補助率 で実施できる制度を創設しました

## ＜制度の概要＞

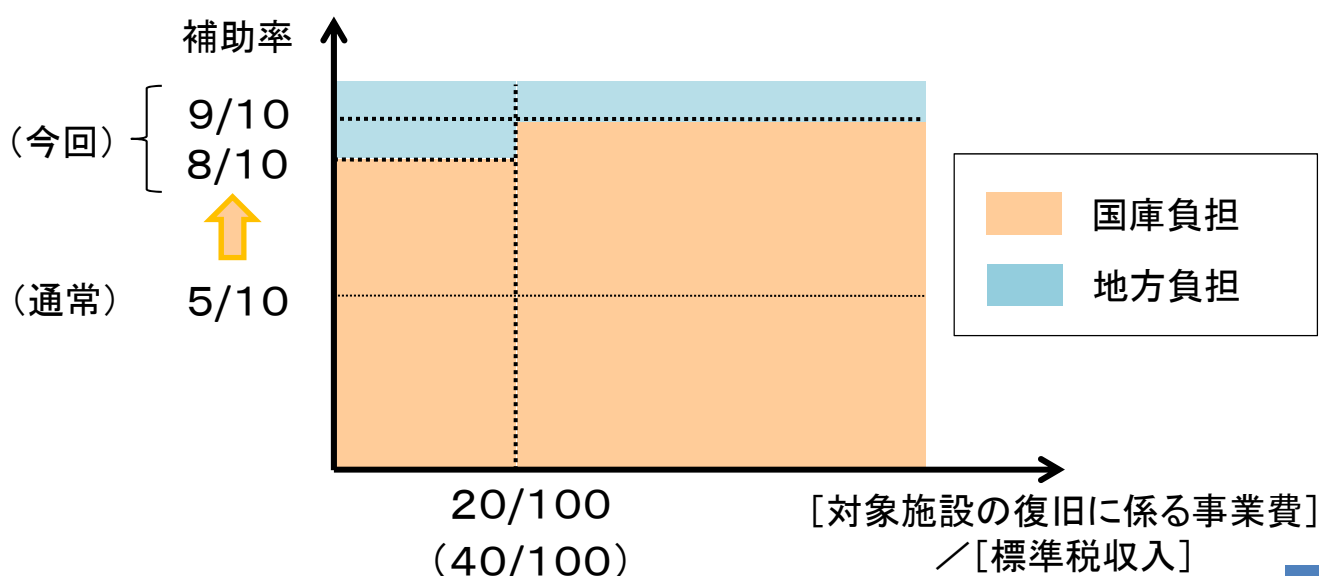
- 特定被災地方公共団体※が下記対象施設を復旧する際の国庫補助率に特例規定を設けました。

- ・ 高率補助の対象となる施設  
**集落排水施設**、街路、改良住宅、上水道、簡易水道、工業用水道、一般廃棄物処理施設、交通安全施設

※ 東日本大震災による被害を受けた、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県並びにこれらの県内で被害が大きいと認められた市町村

- 標準税収入に対する上記対象施設毎の復旧事業費の総額が、  
20%（40%）までの部分については、補助率 8/10  
20%（40%）を超える部分については、補助率 9/10  
となります。（（ ）内は県の場合）

**補助率は、8 / 1 0 以上 9 / 1 0 未満**



## ＜事業内容＞

- 被災した農業・林業・漁業集落排水施設を原形復旧します。

## ＜採択要件＞

- 東日本大震災により被災した農地・農業用施設・林業施設・漁港等の災害復旧事業実施区域と同じ地域であって次の全てを満たすもの。
  - ① 受益戸数が2戸以上。
  - ② 工事費が200万円以上。
  - ③ 次のいずれにも該当しないこと。
    - ・ 維持工事とみるべきもの
    - ・ 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に基因するもの
    - ・ はなはだしく維持管理の義務を怠ったことに基因するもの
    - ・ 本事業以外の事業施行中に生じた災害によるもの

## ＜お問い合わせ窓口＞

農業集落排水施設：農村振興局整備部農村整備官  
集落排水事業班 TEL03-6744-2200（直通）

林業集落排水施設：林野庁森林整備部整備課  
災害対策班 TEL03-6744-2304（直通）

漁業集落排水施設：水産庁漁港漁場整備部防災漁村課  
災害調整班 TEL03-3502-5638（直通）